性と権力

大阪府立大学人間社会システム科学研究科准教授 内 藤 葉 子

1 帝政期ドイツの社会的背景

みなさま、こんにちは。大阪府立大学の内藤葉子と申します。 私は「性と権力―帝政期ドイツにおける性の〈世俗化〉を背景に ―」というタイトルでお話をさせていただきます。「帝政期ドイツ」とは1871年から1918年までのドイツのことを指します。この後、ワイマール期、ナチス期と続きます。現在のドイツと比べますと、東に向けて大きく領土が広がっていた時代です。東はロシア帝国、オーストリア・ハンガリー帝国と隣接していました。

「世俗化|

副題の「世俗化(Sekularisierung、secularization)」という言葉についても少し説明をしておきます。「世俗」というのはもともと神学的な意味をもつ言葉です。「世俗の(secular)」「この世の(worldly)」「かりそめの(temporal)」という言葉に対して、「永遠の(eternal)」「精神の(spiritual)」という言葉が対比されます。これは、神の世界と人の世界とを区別する、初期近代までの神学的な二元論的世界観にかかわる言葉です。そのうえで、「世俗化」とは人間の生活態度や社会秩序の形成に作用する力が宗教から別

のものへと移行するプロセスのことを指します。「移行」ということは、宗教的なものと世俗的なものの境界が揺らぎ混在することによって、社会のなかに緊張状態が現れてくることでもあります。それゆえ「世俗化」とは、宗教的でもあり非宗教的でもある状態を指すハイブリッドな概念だといえるでしょう¹。帝政期ドイツは諸方面でこのせめぎ合いが現れていた時期であり、それは「性の領域」においても同様でした。

帝政期よりも少し前の時代、19世紀のヨーロッパ社会は「再宗 教化|が進んだ時期でもあります。18世紀末に起きたフランス革 命が「宗教に対する革命」でもあったことから、19世紀は宗教サ イドからの巻き返しが起きてくる時期です。とくに市民層の家庭 という親密圏において「再宗教化」が進みました。たとえば、ク リスマスツリーを飾って家庭でイエス・キリストの生誕を祝うと いう、クリスマスの風習が定着してくるのがこの時期です。王侯 貴族の風習から普及したクリスマスツリー、父親像の理想を反映 させたサンタクロース、子どもたちに与えられるおもちゃの贈り 物というのは、宗教性、情緒と愛情と親密さ、そして経済的豊か さによって特徴づけられる市民家族の生活世界をもっともよく表 現するものでした 2。この親密な世界を脅かすものに、一つは労 働者階級とそれに結びついた社会主義や共産主義、もう一つは自 然科学の劇的な展開がありました。たとえばダーウィンの進化論 における、「人間と類人猿は地続きである」という説は大きな衝 撃を与えるものでした。長い間、キリスト教的世界観においては、 人間は神によってその「似姿」に創られた存在であり、動物とは

一線を画された、存在者の位階秩序の頂点に立つものとされてき たからです。市民層の親密で閉鎖的な生活世界はそれらに対する 防波堤でもありました。

内部に向かっての再宗教化とともに、19世紀は外部に向かっての再宗教化も進められました。世界中に植民地を増やしていくヨーロッパ覇権の時代です。植民地という外部にキリスト教を広めるための大規模な宣教活動が組織化されていきます。カトリックのパリ外国宣教会(パリ・ミッション)の他、プロテンタントも外国伝道も進めていき、この流れのなか、諸外国にミッションスクールが建設されていきます。日本にもこの波が到来します。主にイギリスが宣教活動の推進国でしたが、ドイツでも外部への布教活動の他、19世紀半ば頃から内国伝道が始まっています。この動きは1870年代頃に頂点に達したといいます3。

市民層

その動きの活動主体となるのが、先ほども述べた「市民層 (Bürgertum)」でした。とくにドイツの市民層は「教養市民 (Bildungsbürger)」とも呼ばれますが、19世紀には実質的な支配 階級になった層です。大学教授、ギムナジウムの講師、プロテスタント系の聖職者、高級官僚、裁判官、弁護士、医師など、ドイツの政治・社会・文化の諸領域で、貴族とは別に、圧倒的に優位に立った少数のエリート層です。ただし、19世紀後半頃からは流動的な状況が現れてきます。これには労働者階級やカトリック勢力の台頭がかかわっています4。ビスマルクの「文化闘争」など

を思い出す方もおられるでしょう。とはいえ第一次世界大戦の前 夜までは、こうした階層社会が続きました。

今回の講演で取り上げるのは、1870年代の「再宗教化」の波が 最高潮に達した後にキリスト教道徳や市民道徳・市民的価値観に 対する批判が現れてくる、混沌とした状況に入る時期です。この 状況は「性の領域」にもかかわってきます。とくに市民層を母体 とする集団のなかで、「売春」と「性病」の問題をめぐって、ど のような議論がなされたのかをたどりたいと思います。

2 売春管理制度の概要

ドイツでも売春は法的に規制されていました。ドイツ語では レグルメンティールング Regulmentierung と表記します。英語でいう regulation ですね。 公娼制と同じことですが、言葉のニュアンスとしては「規制」や 「管理」を意味します。ですからこの言葉を「売春管理制度」あ るいは「管理制度」と訳しておきます。

前回の林さんのご報告に登場した油谷次郎七は、1927年にドイツ性病予防法が成立し、公娼制度が廃止されたと、1930年に報告をしています。さらに、ドイツ政府委員ゲルトルート・ボイマー(Gertrud Bäumer)の報告を引用して、この新しい法律のもとで性病相談所が成立し、みずから医療を求める者が増加したこと、娼婦たちも正業に戻り、新制度による治療法に従っている、と伝えています5。ちなみにボイマーは市民女性運動を率いた指導的な人物です。これは1930年に一人の日本人が本国に伝えた光景

ですが、ここに至るまでの状況を見ていきたいと思います。

帝国刑法典 (RStGB) 第361条第6項

国家が売春を管理することは古くからありますが、19世紀を通してヨーロッパでは、軍事主義と衛生目的から売春に対するもっとも厳格なコントロールのシステムが導入されました。ドイツでは1871年に成立した帝国刑法典(RStGB)の第361条第6項がそれにかかわります。そこでは処罰の対象として、警察の命令に反して営利目的でわいせつ行為を行った女性があげられていました。この条文は1876年に改正されます。そこには、「営利目的のわいせつ行為のため警察の監視下におかれている女性が、健康と公序良俗の保全の観点から定められた警察の規則に違反した場合、またはそのような監視を受けることなしに営利目的のわいせつ行為を行った場合」、処罰の対象となることが明記されていました。処罰の対象となるのは女性のみでした。また管理娼婦と非管理娼婦(密娼・もぐりの娼婦)が区別されました。

この刑法の条文が管理制度の法的な根拠となります。この任務は「風紀警察(Sittenpolizei)」が担いました。各州で警察法規は異なるので地域差はあるのですが、おおむね次のようなことが定められていました。娼婦の登録制、定期的な警察医の検査、感染が判明した場合の強制入院、学校や教会に近接して居住することの禁止、(ある街路や地区、官公庁、劇場や博物館や公園や動物園といった公共の場など)特定の場所に出入りすることの禁止、契約相手の年齢制限、営業の時間や場所の指定、服装規定、密娼

が出入りする場所の監視、警官が住居に立ち入ることを承諾する 義務などです 6。さまざまな細かい規則がありましたが、厳格な 警察の規則に従うかぎり、女性の売春は合法とされたということ になります。



【図 1】「実り多き手入れの後」(zit., *Bilder-Lexikon II Sexualwissenschaft*, Hrsg., Institut für Sexualforschung in Wien, Wien/Leipzig: Verlag für Kulturforschung, 1930, S.760.)〔柏書房、1992 年、復刻版〕

ここで当時の状況をイラストで紹介したいと思います。図1は「実り多き手入れの後」という見出しのもと、風紀警察が娼婦たちを連行していこうとする様子が描かれています。図2は警察医の待合室で娼婦たちが診察を待っている様子、図3は警察医による内診です。警察医の横で娼婦たちが服を脱いで順番を待っている様子が描かれています。当時、娼婦たちの日常がこのように警察の管理下におかれていたことが分かります。



【図2】「警察医の待合室にて」【図3】「警察医のもとで」(zit., (zit., Bilder-Lexikon I Bilder-Lexikon Ⅲ, S.759.) 〔柏書 Kulturgeschichte, Hrsg., Institut 房、1992年、復刻版〕 für Sexualforschung in Wien, Wien/Leipzig: Verlag für Kulturforschung, 1928, S.785.) 〔柏書房、1992年、復刻版〕



売春の行われる場所

売春はどこで行われていたのでしょうか。管理娼婦については、 一つは娼家です。娼家はボルデル(Bordell)といいました。娼婦 たちは娼家の主人の被雇用者・従業員として働いていました。も う一つ、管理娼婦の営業場所としてブローテル (Brothel) という 制度がありました。娼婦たちは警察によって区域指定された街路 で客を見つけ、娼家ではなく個別の住居で営業しました 7。

図4は、当時のハンブルグにおける売春地区の通りです。一部の街路が警察に指定されて、客引きをしてもよい場所と決められていました。こうしたところで娼婦たちは、一定の時刻になると街路に出てきて客を待っていたのでしょう。



【図 4】「ハンブルクの売春地区の街路」(zit., *Bilder-Lexikon I*, S.159.) 〔柏書房、1992 年、復刻版〕

非管理娼婦、密娼たちはどこにいたのでしょうか。彼女たちはもっと広範囲にわたる場所で秘密売春を行いました。アニミール・クナイペと呼ばれた酒場、ダンスホール、ダンスサロン、演芸場、キャバレー、見世物広場、下宿屋、マッサージの施療所、

客との仲介機能を果たした喫茶店などです 8。

誰が娼婦となるのか?

それでは誰が娼婦となるのでしょうか。ワイマール期のものですが、ウィーン警察のデータからウィーン性科学研究所が作成した図表を参考にすると、管理娼婦たちが以前に就いていた職業は、およそ3割近くが臨時工・未熟練工という女工です。家事手伝い(女中)も3割近くを占めています。さらに、洋裁師、会計係、女給、店員、無職と出てきます。他にも事務員、歌手、踊り子、給仕係、洗濯係、料理人、花売り娘、看護人、美容師などがあがっています9。

ただ帝政期では、娼婦の総数のうち管理娼婦の割合は低かったようです。当時の医師であり性科学者のアルベルト・モル(Albert Moll)の文献から引用しますと、ベルリンの風紀警察があげている管理娼婦の数は 1880 年から 1911 年までの間、およそ 3000 人から 4800 人の間を推移しています。非管理娼婦の数は不確かですが、ある団体の調べた数字では、1910 年のベルリンで 2万4000 人から 2万5000 人の非管理娼婦がいたそうです。モルは「蓋然的で科学的な根拠がない数字である」と断っていますが、その数字を目安にすると、1910 年のベルリンでは管理娼婦約3700 人に対して、非管理娼婦はおよそ 6 倍から 7 倍いたことになりそうです 10。つまり、管理娼婦になることは避けられる傾向があったということです。いったん管理娼婦として登録されたら、その後抹消されて、別の職業に就くことができるのかという懸念

などもあったでしょうから、職業として売春をするよりは副業 的・短期的な仕事として売春をする女性のほうが多かったと考え られます。警察に検挙されて管理娼婦として登録させられてしま うということはあったにしても、自発的な登録者がどれほどいた かは疑問です。

娼婦になる理由を当時の資料から見ておきましょう。社会的な 理由としては、下層階級の出身であることからくる家庭環境の悪 さ、貧困、満足な教育を受けられなかったことなどがあげられま す。婚外子であることも多く、実母や養母に娼婦として働かされ たという事情もありました。経済的な理由としては、女性の労働 が低く評価され、低賃金であることがあげられています。心理的 な理由としては、女中が娼婦の割合を多く占めていましたので、 生活に必要な収入の問題だけでなく、装身具や衣服などを買いた いという豊かさへの刺激があったと指摘されています。ほかには、 待遇の悪さから奉公先を離脱すること、地方出身ゆえの人的なつ ながりの希薄さと孤独、さらに婚外子の出産などがあります。モ ルがベルリンの風紀警察の記録を元に記述するところによると、 1900年から1910年までに管理娼婦として登録されている女性の うち、およそ3~4割が分娩したばかりの女性たちだというので す11。妊娠した女性たち、あるいは未婚の母となった女性たちが 奉公先や仕事先から追い出され、行き場をなくして娼家に、また 警察に登録して合法的に売春を職業にした可能性が考えられま す。未婚の母と婚外子の問題は当時の社会問題となりつつありま した。

3 売春管理制度への批判の声

この売春管理制度に対して、帝政期には批判の声が高まってい きます。以下ではとくに3つの集団を見ていきたいと思います。

プロテスタント系男性団体

一つ目は、プロテスタント系男性団体による道徳運動です。ドイツにおける道徳運動形成の第一波は1880年代に訪れます。道徳に関する公的な議論を担ったのは、プロテスタントの男性たちでした。道徳に関する議論とは売買春問題のことですが、これは当時、市民層の女性たちが堂々と話せる話題ではありませんでした。だから男性側の運動として、まずは現れてきます。これは市民層の「再宗教化」の延長上に現れてくるものと考えられます。

組織としては、「ドイツ道徳協会一般協議会(Allgemeine Konferenz der deutschen Sittlichkeitsvereine)」が1889年に地方協会などを統括して成立しています。規模がそれほど大きかったわけではないのですが、メンバーがドイツ社会の支配者層と重なります。教会、政府、議会、軍の高位を占め、貴族階級もここに加わります。帝国議会議員、プロイセンやバイエルンの州議会にも人脈をもち、強力な政治的ネットワークを形成していました。

この組織が管理制度を廃止する理由としてあげたのは、公衆衛生の方法として管理は有効ではないこと、性病検査を娼婦にだけすることは無意味であること、男性が性衝動をコントロールできない、禁欲は有害という説は虚偽であること、管理制度の存在自

体が売買春を必要で合法的なものだという印象を与えるので、道 徳意識にとって有害であること、といったものでした。性産業が 世紀転換期頃に急速に成長したことからも、彼らは売買春を道徳 的危機の産物と捉え、宗教的・道徳的改革が必要だと考えました 12。

女性団体、女性運動

二つ目は女性団体です。ドイツの道徳運動形成の第二波が 1890 年代以降に起き、女性、カトリック、ユダヤ人などが組織化を進めていきます。とくに世紀転換期頃は女性たちの組織形成が進む時期です。これに関して重要なのが、イギリスから始まった売春管理制度に反対する国際運動です。「国際管理制度廃止連盟 (International Abolitionist Federation)」(以下 IAF と表記)と訳しておきますが、前回の林さんのご報告によると、日本では「万国廃娼同盟会」と呼ばれていたものですね。この組織は「売春の完全な脱犯罪化と管理制度の廃止」を主張していました。

ドイツ各地に女性たちを中心に IAF の支部が形成されていきます。アニタ・アウクスプルク(Anita Augspurg)とリダ・グスタファ=ハイマン(Lida Gustava Heymann)はハンブルグで、アンナ・パプリッツ(Anna Pappritz)はベルリンで、カタリーナ・シェーフェン(Katharina Scheven)はドレスデンで支部をつくりました。IAF はとくにドイツにおける市民女性運動と密接なつながりをもったことが特徴的かと思います ¹³。

世紀転換期頃は女性組織や女性協会の設立ラッシュが続きま

す。1889年に「青少年保護協会」を設立したハンナ・ビーバー=ベーム(Hanna Bieber-Böhm)は、娼婦への処罰には賛成する立場をとりました。1894年には市民女性運動の総括的組織となる「ドイツ女性団体連合」が成立します。ミナ・カウアー(Minna Cauer)は1899年に「進歩的女性協会連合」を設立し、管理制度の廃止をめぐって議論をしています。シェーフェンは1902年に雑誌『廃止主義者(Abolitionist)』を創刊しています。また1904年にはIAFのドイツ支部(DZIAF)が設立されました。

こうした世俗的な女性運動の台頭は、宗派男性の道徳運動側にかなり危機感をもたらしたようです。その結果、保守的な宗派女性たちの動員が進められ、プロテスタントやカトリックの女性団体の結成が続きました。1899年に「ドイツ福音女性連合」と「少女・女性・子どものためのカトリック福祉協会」が、設立されています。これに対して、ベルタ・パッペンハイム(Bertha Pappenheim)が中心となって1904年に組織した「ユダヤ女性連合」は、ユダヤ女性の権利と尊厳を掲げて活動した宗派女性団体であり、とくに少女や女性の人身売買(Mädchenhandel)の問題に積極的に取り組んだ団体でもありました14。

娼婦を刑法における処罰対象とすることと売春管理制度の問題については、パプリッツとシェーフェンが反対の声をあげる活動の中心でした。彼女たちは、女性のモノ化すなわち奴隷化は女性の尊厳を損なうことであると述べ、刑法が女性のみを処罰の対象にしたことを批判しました。さらに男性にとって買春は必要悪であるが、女性には禁欲を要請するという男女で異なる性の二重基

準を批判し、男女同等の道徳的責任を要請しました ¹⁵。こうした性の二重基準に対しては、ドイツ市民女性運動に関わったマリアンネ・ヴェーバー(Marianne Weber)も次のように批判しています。

社会的領域では今日とりわけ、二重道徳がもっとも野蛮な形で実体化されたところの売春の国家的管理制度に対する闘いに、わたしたち女性は呼び寄せられている。それに抵抗しない者は、自己抑制もせずに女性の同胞の一部を犠牲にしてもよいという権利を、暗黙のうちに男性に対して認めることになるのだ¹⁶。

ヴェーバーは続けて、未婚の母と婚外子問題における女性の劣位も問題視し、婚外子が社会的下層に没落することや母親が一層多くの負担を負うことを当然とする考えを批判しました。また養育の権利と相続権において、婚内子との婚外子の法的地位を同等にするという主張を擁護しました。

男性医師団体

三つ目に、医師による動きを紹介したいと思います。1902年、「ドイツ性病撲滅協会(Deutsche Gesellschaft zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten: DGBG)」が、アルフレート・ブラシュコ(Alfred Blaschko)、アルベルト・ナイサー(Albert Neisser)ら皮膚科医や性感染症の専門家たちによって設立されます。性病

に関する基本的な知識を広めるための国民運動を目指していたために、宗派的道徳団体の男性組織や女性運動の側からの参加も求めています。ただし7割が男性医師・医療関係者が占める組織でした。この組織の多数派意見はナイサーの主張を中心とする「新管理論」と呼ばれるものです。娼婦への管理の強化、それを警察ではなく医師中心の衛生委員会に主導させること、医療・衛生システムの構築による性病の撲滅、検診法の改良などが唱えられました。また若い男性をいかに性病から守るかということに関心が寄せられました17。

先ほど登場したモルもこの立場を支持しています。検診を受けているのは一部の娼婦なので管理制度は効果がないという「反管理論」の意見に対して、彼は、管理下に置かれる者ほど仕事量も多く、感染者も多いと反論しています。管理制度は風紀を乱すという男性道徳運動側の意見に対しては、管理は国民の健康を防衛するものであり、衛生目的の方が重要であると答えています。管理制度は女性に対してのみの専横であるという女性運動の側からの批判に対しては、現行法は確かに女性に対してのみだが、現在立案されているものは男性も対象に入る、また立法の趣旨は衛生法にすぎず、女性の地位には関わりがないと反論しています。「自由意志を信頼するのはよいが、衛生的な利害関心のほうがそれよりはるかに大切だ」というのが、新管理論支持のモルの意見でした18。「性の管理」を「権力」という観点から見た場合、管理制度には、国家権力によって維持される側面とともに、科学者集団による科学的知と技術による権力が関与するという側面も見落と

してはならないでしょう。

パプリッツやシェーフェンら女性運動家たちは、性病撲滅協会が管理論者だらけなのでかなり警戒していたようですが、それでも IAF 側の立場を理解してもらおうと協会の内部で努力をしていたようです ¹⁹。

ここで、当時のフェミニストや女性運動に対する眼差しを少し 紹介したいと思います。1904年にベルリンで国際女性会議が開催 されました。注目度も高かったのか、『ベルリン日報』に参加し た女性たちの顔写真が掲載されました。ここにはパプリッツも 写っています。モルはこの写真を自著に引用して、女性運動など にかかわっている者はこのように男性化する、これはその証拠で ある、と主張しました。それだけではなく、美しく女装した男性 俳優のブロマイドを対比させて、どちらがより女らしいかと挑発 しています 20。当時の新聞に掲載された白黒の写真ですから、そ れほど写りがよくないのも不思議ではありません。彼は売春問題 や婚外子の問題についてはとくに懲罰的ではなく、むしろ同情的 であり、社会問題として捉えています。しかし権利要求をするよ うな声高なフェミニズムとみなしたものに対しては、冷笑的でし た。それにしても先入観が度を過ぎていて、現代の観点からはと ても科学者の態度とはいえないのですが、女性運動をめぐる当時 の雰囲気の一端をうかがい知ることはできます。

管理論から性の倫理へ:議論の推移

性病撲滅協会の内部では、性病と売春管理に関するもともとの

関心から、セクシュアリティと性的健康に関する広範な議論へと、徐々に論点が拡大していきます。新管理論者も男性の道徳運動も女性運動も、有効な予防法として禁欲や早期結婚を唱えていました。しかし、こうした禁欲を唱える宗教的要素、道徳主義、市民的価値観への拒否として性的ラディカリズムが台頭し、性解放や性倫理を主張するようになります。また自然科学的な知を積極的に受容するなかで、道徳問題を健康問題へと還元する立場も現れてきます²¹。

こうした動きは、IAFドイツ支部の分裂と、女性運動内部の勢 力図の変化を引き起こしています。とくにパプリッツとシェー フェンに対して、急進派のヘレーネ・シュテッカー(Helene Stöcker) が1905年に「母性保護連盟」を設立し、IAFと袂を分 かちました。彼女は「新しい倫理」として、結婚制度の批判と自 由恋愛によるセクシュアリティの解放を唱えています。他にも、 母性保護連盟に加入した性科学者のイヴァン・ブロッホ(Iwan Bloch)は、「自由恋愛の導入と、それに結びついた新しい性道徳 の採用こそ、「……」 売春と性病という惨めな状態から救い出す ことのできる唯一の方法である」と唱えています。彼は、偽善と 虚偽に満ちた法律婚という「強制結婚」こそが、売買春と性的乱 婚と性病の真の原因であると考えていました²²。こうした急進派 の問題提起によって、女性運動の主流であった穏健派は性道徳の 過度な個人主義化を拒絶し、結婚と家族制度の擁護にまわること になります。ともあれ、売買春と管理制度をめぐる問題から女性 のセクシュアリティや結婚制度をめぐる問題へと、議論の地平が 拡大していくことになりました。

4 管理制度の終焉

ドイツにおける管理制度は、1927年 2月 18日に「性病撲滅法(Gesetz zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten)」が公布され、10月 1日より施行されることによって終焉を迎えます。法案の議会への提出は 1918年頃から始まりました。背景には第一次世界大戦があり、兵士の帰還によって性病が全社会へと広がることが危惧されたという事情があります。娼婦の管理だけでは対応しきれない現実が現れていました 23。

1927年には刑法第361条第6項も改正されます。その条文から「女性」という言葉は消え、「営利目的」という言葉も消えています。こうした状況のなかで1928年の出版物には、「ドイツとオーストリアでは、少し前から「風紀警察」はもう存在していない。性病撲滅はドイツでは純粋に衛生的な問題になった」と記されました24。風紀警察は廃止され、性病は衛生問題として捉えられるようになっています。ドイツは「法規制も管理もする類型」から「法規制はあるが、管理はしない類型」へと移行したといえるでしょう。油谷次郎七の報告書は1930年ですから、ちょうどこの時期のドイツを見ていたことになります。つまり警察的観点からよりも、保健衛生的・医療的観点から疾病対策がとられる体制が確立した頃です。性病対策は医療相談所への自発的な相談と治療、予防具によってなされることになりました。(またこの新法の条

文については、廓清会婦人矯風会廃娼連盟によって 1929 年には 日本に伝えられていました ²⁵。)

以上の話をまとめますと、帝政期ドイツでは、宗派的な男性組織の道徳運動、女性運動、男性医師中心の組織から、それぞれの立場や主張を背景に売春管理制度への批判が展開されました。その経緯のなかで、管理制度と性病問題の枠を超えて、セクシュアリティや性解放・性倫理に関する議論が拡大していきます。本講演では十分に論じることはできませんでしたが、帝政期は大衆的・商業的な性風俗の可視化など、性に関する膨大な情報があふれかえる時期でもありました。同時に、生物学、生理学、解剖学、精神医学、優生学(人種衛生学)、人類学などにおいて、性に対する科学的知も増大していきました。こうした状況が複合的に作用しあって、「性の世俗化」の様相を出現させていたといえるでしょう。

時間が来ましたのでもう多くは述べられませんが、最後に若干の考察をして終わりたいと思います。売春管理制度には、軍隊の存在が色濃くつきまとっています。「売春」と「女性」が強固に結びつけられたことは、軍事主義が男女二元論を強化する傾向と無関係ではないと考えられます。管理制度の廃止は性病問題と売春を切り離すことを意味しますが、だからといって売春に対する見方まで変わったかというと、それは疑問です。この問題については売春産業という資本主義的な市場の力の拡大も関係します。帝政期からワイマール期は、「国家による性の管理」「科学的知による性の管理」そして「資本による性の管理」のせめぎあいの時

期であったと捉え返せるように思います。

以上で私の講演を終わります。ご静聴ありがとうございました。

林(司会) 内藤さん、ありがとうございました。

注

- 1 Cf. ルシアン・ヘルシア「世俗化時代のヨーロッパ」、島薗進・磯前順一編『宗教と公共空間―見直される宗教の役割』東京大学出版会、2014年。内藤葉子『ヴェーバーの心情倫理―国家の暴力と抵抗の主体』風行社、2019年、247頁以下。
- 2 I・ヴェーバー=ケラーマン『ドイツの家族―古代ゲルマンから現代』鳥光美緒子訳、勁草書房、1991年、109頁以下。
- 3 Cf. 三島憲一『ニーチェ以後―思想史の呪縛を越えて』岩波書店、2011年。Edward Ross Dickinson, Sex, Freedom, and Power in Imperial Germany, 1880-1914, New York: Cambridge University Press, 2014, pp.13ff. 金澤周作『チャリティの帝国―もうひとつのイギリス近現代史』岩波新書、2021年、135頁以下。
- 4 Cf. 野田宣雄『ドイツ教養市民層の歴史』講談社学術文庫、1997 年。
- 5 油谷治郎七「世界の動き(六)」『廓清』 廓清会本部、第20巻第9 号、1930年9月。
- 6 Sittenpolizei, Bilder-Lexikon III Sexualwissenschft, Hrsg., Institut für Sexualforschung in Wien, Wien/Leipzig: Verlag für Kulturforschung, 1930 (Nachdruck: Kashiwashobo, 1992), S.760, S.762. Dickinson, ibid., p.21.
- 7 売春管理制度と結びついて、カゼルニールング (Kasernierung) という言葉も用いられる。カゼルネ (Kaserne) というのは軍隊 の「兵舎」を意味するが、カゼルニールングは、娼婦たちを特定

- の場所や地区に閉じ込めることによって、医療や風紀面での管理を強化することを指す言葉であると思われる。Cf. Dickinson, ibid., p.26, p.180.
- 8 Iwan Bloch, Das Sexualleben unserer Zeit in seinen Beziehungen zur modernen Kultur, Berlin: Louis Marcus, 1907, S. 377ff. (谷崎英男訳『世界性学全集 14 性愛の科学』河出書房新社、1957 年、208 頁以下).
- 9 Prostitution, Tafel: Statistische Wandtafel des Instituts für Sexualforschung in Wien, in: *Bilder-Lexikon* **II**, S.658.
- 10 Albert Moll, Die sozialen Formen der sexuellen Beziehungen, in: *Handbuch der Sexualwissenschaften*, Hrsg., Albert Moll, Leibzig: F. C. W. Vogel, 1912, S.371 (斎藤良象訳「性の社会学的研究」『性と芸術』性問題研究会編、河出書房新社、1957 年、61-62 頁).
- 11 Moll, ibid., S. 389-390 (80-82 頁). Bloch, ibid., S. 366ff. (198 頁以下).
- 12 Dickinson, ibid., pp.14-20, pp.24-25.
- 13 IAFと女性運動がどこでも結びついていたわけではなく、地域ごとの差異があった。バーデン大公国では、管理制度廃止運動は市民女性団体と社会改革をめざす地域団体の協力のもと、邦議会に請願書を提出する方法がとられたという。Cf. 水戸部由枝「ドイツ・ヴィルヘルム時代の売買春撲滅闘争―バーデン邦議会における管理売春制度をめぐる議論を例に」『政經論叢』第77巻第34号、2009年。
- 14 Dickinson, ibid., pp.77-84. Cf. 田村雲供「女子人身売買問題と東・西ユダヤ女性――九・二十世紀転換期における「性」・「人種」・「階級 | 「『社会科学』 第 48 号、1992 年。
- 15 Dickinson, ibid., pp.88ff.
- 16 Marianne Weber, Sexual=ethische Prinzipienfragen (1907), in: Frauenfragen und Frauengedanken, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1919,

S.51.

- 17 Dickinson, ibid., pp.177ff. 川越修『性に病む社会―ドイツ ある 近代の軌跡』(山川出版社、1995年) は、とくにブラシュコを中 心に DGBG の男性医師の動向を紹介している。ブラシュコは反 管理論の立場をとった。
- 18 Moll, ibid., S.364 (52-56 頁). モルが DGBG のメンバーであったか は確認できていない。
- 19 川越、前掲、73 頁以下。
- 20 Moll, ibid., S.335-337 (31-33 頁).
- 21 Dickinson, ibid., pp.188-189.
- 22 Bloch, ibid., S.264-266 (129-130 頁).
- 23 Cf. 川越、前掲、172 頁以下。
- 24 Abolitionismus, *Bilder -Lexikon I: Kulturgeschichte*, Hrsg., Institut für Sexualforschung in Wien, Wien/Leipzig: Verlag für Kulturforschung, 1928 (Nachdruck: Kashiwashobo, 1992), S.12.
- 25 「独逸国風紀及花柳病取締規則(廃娼資料第三篇)」松宮弥平編、 廓清会婦人矯風会廃娼連盟、1929年、『買売春問題資料集成』第 4巻、不二出版、1999年所収。